

第44回 知財問題研究部会（IP部会）

グローバル進出のための“登竜門”！

日時 2014年1月10日（金） 13:30～16:30

場所 アクトシティ浜松 研修交流センター401 研修交流室

独立行政法人 工業所有権情報・研修館（INPIT）海外知的財産プロデューサー 加茂 広 氏

1月10日に開催された第44回IP部会は、「中国での知財トラブルとその対応」のテーマにて独立行政法人 工業所有権情報・研修館（INPIT）海外知的財産プロデューサー 加茂 広 氏を講師にお迎えし、海外主には中国進出に伴う知的財産リスクと対策について研究会として開催されました。

講師の加茂 広 先生からは、

1. 海外進出に伴う知的財産リスク <海外進出で予想される問題>
2. 情報管理の徹底 <情報流出防止対策>
3. 自社権利の確保 <第三者権利対応>
4. 契約の重要性 <契約の意義、不完全な契約例> <ライセンス契約書の留意点>

をご説明いただき、主には講師が中国駐在時、日本企業が中国進出した時に経験した多くの失敗談、反省点の実例を踏まえて中国進出のリスクを判りやすくご説明頂いた。全体としては“中華人民共和国技術輸出入管理条例”は強制力が強い規定であり、事業全体に与えるインパクトが大きい印象を受けました。情報流出防止対策については、法的面にプラスして国民性・文化面・風習慣にも根付いた理解と対応が必要であること、第三者権利対応では“どんなに準備をしても攻撃される危険があることを覚悟”と助言頂き、多くの事例から自社に照らし合わせた徹底した事前の想定問答が必要であると認識しました。

契約に関しても、多くの事例をご紹介頂き、共同開発契約では“本当に共同開発になっているかの中身の精査が必要”とのことで、常に中国の国民性に鑑み“最悪の事態も想定して”対応すべきとの教訓を戴いた。特にライセンス契約書の留意点としては、中国「技術輸出入管理条例」の25条・・・技術目標を達成することができることを保障しなければならない。条項への対策としては、“技術提供した場合はその証拠をしっかり確保しておくことが重要となる。契約にはまだまだ多くの注意点があるが、やはり全社（事業部と契約部門）が一枚岩となって保有する技術をどう守り、ビジネス優位のための戦略を立てることの重要性が紹介されました。

終盤には、講師の話しにも促され出席者から実際に体験したヒヤリはっと実例、懸念材料等が発言され、改めて現場の実情に驚嘆させられると共に固有の事前対策の重要性を噛みしめさせられました。

これまで、中国事情は多方面から多くの情報を見聞きしていましたが、これほどまとまった内容で、かつ実際に経験した現場からの情報は貴重でした。これらの情報を基に対策を打っていくことは今後アジア地域のみでなく世界各国で優位にビジネス展開するための“登竜門”と位置付けることが出来るのではないのでしょうか。

冒頭、講師から中国・韓国からの特許電子図書館 IPDL のアクセス件数が増加しているとのお話がありました。世界に冠たる日本の技術を世界一のビジネスに導く“鍵”を“知財管理と契約”部門が握っている思いを強くしました。

進行等行き届かない点もありましたが、多くの出席者にご参加ご協力いただき、多くの意見が出され有益な会とすることが出来たと思っております。

～幹事代表～